

取締役の役割・責務／選任方針／選任手続 等

【取締役会・監査等委員会】

	取締役会	監査等委員会
役割・責務	取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値の向上を促し、物心共に豊かな社会の実現に貢献するべく、以下に列举する役割・責務を果たし、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定及び実効性の高い経営監督を実現する。 1. 当社を取り巻く外部環境・時代観・世界観等を踏まえ、当社の事業実態に即した経営の大きな方向性を示すこと 2. 執行側が整備した適切なリスクテイクを支える経営管理・リスク管理制度につき、その体制整備・運用状況を監督すること 3. 執行側が策定し、取締役会で承認した経営の基本方針に照らして、独立した客観的な立場から執行側を評価し、必要な是正を促すことで、執行側に対して実効性の高い監督を行うこと	監査等委員会は、株主の負託を受けて取締役の職務の執行を監査する法定の独立機関として、その職務を適正に執行することにより、良質な企業統治体制を確立する責務を負い、かつ、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担う。これらの役割・責務を通じて、当社のコーポレートガバナンスの維持・発展を支え、様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、ステークホルダーとの協働に努めながら、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値及び社会的信頼の向上を目指す。
規模・構成	当社の取締役会は、上記に定める取締役会の役割・責務を果たすため、多様性が確保された適切な規模及び構成とするものとし、そのうち当社の独立性基準（注）を満たす社外取締役の人数が3分の1以上を占めるものとする。	当社の監査等委員会は、上記に定める監査等委員会の役割・責務を果たすため、多様性が確保された適切な規模及び構成とするものとし、当社の独立性基準（注）を満たす社外監査等委員の人数が過半数を占めるものとする。

【取締役】

役割・責務	取締役（監査等委員である取締役を除く）	監査等委員である取締役
	社内取締役	
	取締役会長	常勤監査等委員
	コーポレートガバナンスの維持・発展に努めるとともに、取締役会議長として、執行側の実情も踏まえながら、社外取締役の意見・考えを適切に引き出し、取締役会での議論を中立的にリードすることで、審議の充実化を図り、取締役会の役割・機能を発揮させることにより、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値の向上を目指す。	当社全社経営での経験や、財務・会計・法務・リスク管理等の知識・経験を踏まえ、①取締役会長と共に非業務執行の社内取締役として取締役会の役割・機能を発揮させるとともに、②常勤監査等委員として、経営執行状況の適時的確な把握と、監査等委員会による実効性のある監査・監督の実現に向けた環境の整備に努め、他の監査等委員と協力して、客観的・大局的な視点から監査・監督し、必要な場面においては信念をもって執行側に直言することで、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値及び社会的信頼の向上を目指す。
	業務執行取締役	
	取締役会で承認された経営の基本方針に沿って業務を遂行するとともに、取締役会宛に業務執行状況を報告し、取締役会での審議内容を踏まえて、日々の業務執行にあたることにより当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値の向上を目指す。	
選任方針	社外取締役	社外監査等委員
	企業経営に関する実践的な視点や客観的・専門的な視点をもって、執行側の示す経営戦略の遂行を監督し、自らの経験やネットワークからの情報を基に、中長期の大きな方向性について助言した上で、取締役会としての適切な意思決定に参加することで、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値の向上を目指す。	社外取締役としての左記の役割・責務に加え、企業経営に関する多様かつ豊富な知識・経験や自らの専門性を踏まえ、中立的・客観的な立場から監査・監督し、当社の健全で持続的な成長と継続的な企業価値及び社会的信頼の向上を目指す。
	取締役（監査等委員である取締役を除く）	監査等委員である取締役
	上記に定めた役割・責務を踏まえ、以下方針のもと、全人格的な要素を考慮し、選任。	
	社内取締役	常勤監査等委員
	取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う役付執行役員の中から選任。	全社経営や財務・会計・法務・リスク管理、その他の知識・経験を持つ者から選任。
	社外取締役	社外監査等委員
	1. 企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から選任。	1. 企業経営に関する多様かつ豊富な知識と経験及び監査・監督に資する専門性を有する者から選任。
選任手続	2. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。	
	3. 広範な事業領域を有する当社として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件の利益相反には、取締役会において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保する。	
選任手続	取締役（監査等委員である取締役を除く）	監査等委員である取締役
	上記選任方針を踏まえ、社長が取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選任案を作成し、コーポレートガバナンス・指名委員会による審議を経て、取締役会で決議し、株主総会に付議する。	社長が常勤監査等委員と上記選任方針を踏まえて協議の上、監査等委員である取締役候補者の選任案を作成。コーポレートガバナンス・指名委員会による審議を経て、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議し、株主総会に付議する。

(注) 社外取締役の選任にあたっては、(株) 東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去 3 事業年度における以下の①号乃至⑦号の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

なお、以下の各号のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外取締役選任に際してその理由を説明・開示する。

- ① 当社の大株主（直接・間接に 10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- ② 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
- ③ 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
- ④ 当社より、役員報酬以外に 1 事業年度当たり 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- ⑤ 当社の会計監査人の代表社員または社員
- ⑥ 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
- ⑦ 当社の社外役員としての在任期間が通算で 8 年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が当社連結総資産の 2%を超える借入先をいう。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引額が当社連結収益の 2%を超える取引先をいう。

※4 一定額を超える寄附とは、1 事業年度当たり 2,000 万円を超える寄附をいう。

〔沿革〕

制定： 2015 年 4 月 17 日取締役会決議

改定： 2021 年 1 月 15 日取締役会決議、2024 年 3 月 15 日取締役会決議